

応急仮設住宅に入居されている皆さまへ

令和2年7月豪雨災害に伴う被災者見守り対策強化事業のご案内

人吉市では、応急仮設住宅(建設型・みなし型)に入居されている方を対象に、避難生活における見守りを目的に緊急通報装置を貸与する事業を開始します。

次の要件に該当し、ご利用を希望される方は、申請をお願いします。

1. 対象者

○令和2年7月豪雨災害により被災し、**熊本県内の応急仮設住宅に入居し**、次のいずれかの要件に該当する世帯の方

- ①65歳以上の高齢者
- ②心身の障がいが原因で、日常生活に支障をきたしている者
- ③脳血管疾患、心疾患など発作や急変を起こす疾患がある者
- ④その他市長が必要と認める者(上記①～③に該当されない方もご相談ください)

2. 事業の概要

○利用者に対し、緊急通報装置を貸与し、ご家庭に設置します。

※緊急通報装置には、据え置き型と携帯型があり、どちらかを選んでいただきます。

○緊急時に通報装置を押すと、緊急通報センターの看護師等の専門相談員が相談に応じます。
また、必要に応じて自宅に駆け付けたり、救急車の出動を要請します。

○利用者の安否を確認するため、緊急通報センターから月2回ほど連絡をさせていただきます。

【据え置き型 緊急通報装置】



押しボタンが大きくて使いやすいです。

首から下げて持ち歩ける(室内のみ)「ペンダント型緊急ボタンが」セットになっています。
固定電話回線が必要となります。

【携帯型 緊急通報装置】



携帯電話のような形で、持ち歩き(室内のみ)に便利です。

3, 注意事項

- 緊急通報装置は、受託業者が設置に伺いますので、その際には立会いをお願いいたします。(装置の使用法の説明等があるため。)
- 緊急時に、窓ガラスを割るなどして部屋に立ち入る場合があります。その際の修繕費用は、利用者負担となりますので、ご了承ください。

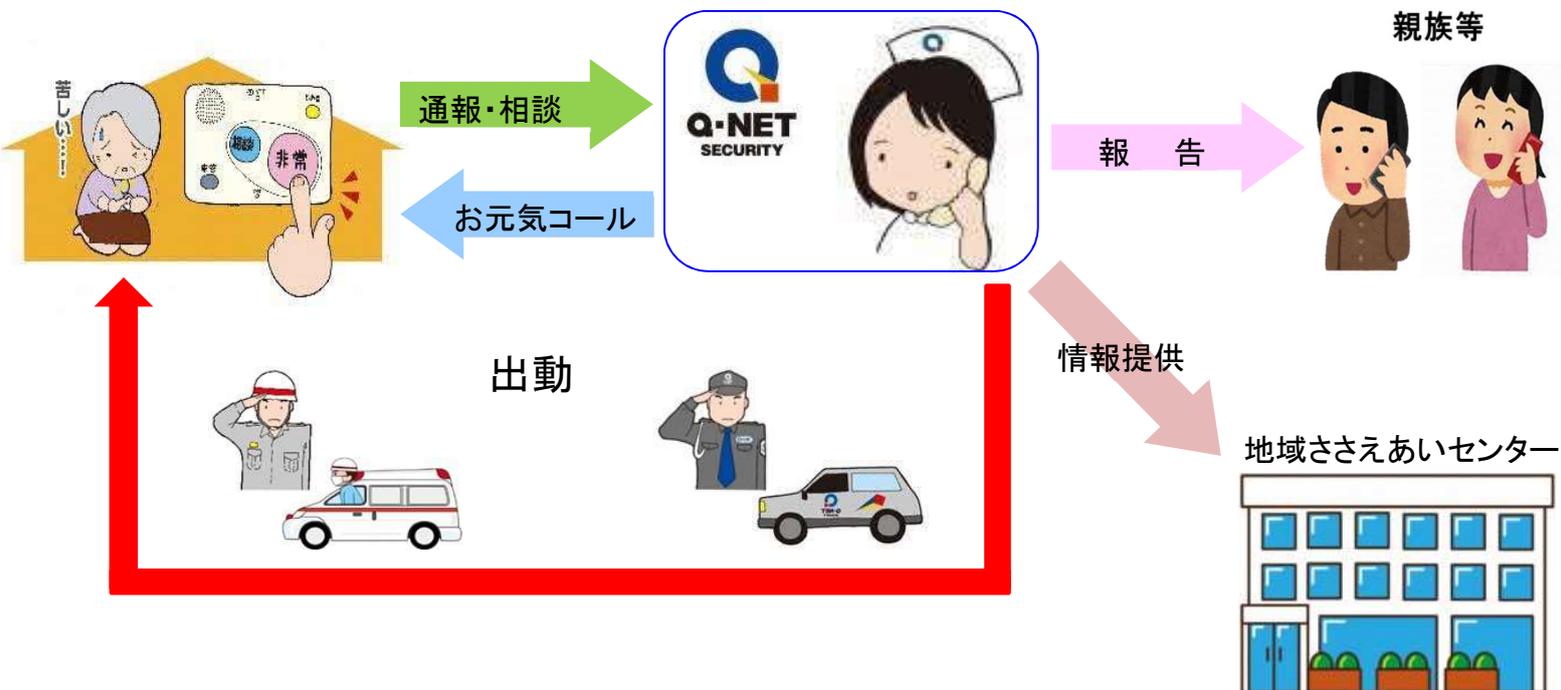
※なお、月々の利用料は一切かかりません。(固定電話の設置は自己負担です。)

4, 申請方法

人吉市役所高齢者支援課へ事前相談のうえ「令和2年7月豪雨災害に伴う被災者見守り対策強化事業利用申請書(様式1)」に必要事項を記入し、ご提出ください。

応急仮設住宅

緊急通報センター



お問合せ

人吉市役所高齢者支援課(市役所⑥番窓口) 電話:0966-22-2111